

法人への指導・監督のあり方 (事務局参考資料)

市民活動促進担当
平成25年10月9日

所轄庁から寄せられた課題

- 法人への指導・監督のあり方については、NPO法附則第19条に規定されている施行後3年を目途とした検討(3年後見直し)とあわせて課題を整理していくことが必要。
- これまで所轄庁から寄せられた現行法の運用課題のうち、法人への指導・監督に係るものは以下のとおり。

実質的に休眠状態の法人への対応・監督について

- ・活動計算書において活動していないことが明らかな場合(収益及び費用なし、いわゆるゼロ報告)、法律上の義務は履行しているものの、実質上、休眠しているなど、解散すべき法人への対応に苦慮している。
- ・事業を行うことを法人の存続要件とするよう法改正、あるいは、何らかの指導基準が必要ではないか。

総会が開催できない法人への対応・監督について

- ・社員、理事が行方不明(連絡不能)であり、社員総会の開催が見込めないような法人の監督のあり方が不明瞭。
- ・事業報告書の未提出を待つって認証取消しをするという消極的な方法ではなく、解決できる方法が模索できないか。

所轄庁から寄せられた課題

事業報告書未提出の法人への対応・監督について

- ・事業報告書の提出が3年以上ない場合は認証取消しができるが、実態のないまま登記上のみ存在するような法人が増加することは、特定非営利活動法人全体の信頼性を損なう恐れがある。
- ・3年未提出に至るまでに、もっと早い段階での認証取消しを可能とすべきではないか。

立入検査等を実施するための「相当な理由」の解釈について

- ・報告徴収・立入検査を実施するための「相当な理由」の解釈が不明瞭であるため、法律上基準が明確になっていけば、もう少し踏み込める機会が増えるのではないか。
- ・行政の関与を強化すべきではなく、市民による監視を基本とする現行法の規定によるべきではないか。

認証取消しに係る判断基準について

- ・事業報告書が3年以上未提出の法人に対する認証取消しについて、現行法では「できる」規定となっているが、「3年以上未提出」という事実以外に何を考慮すべきであるのかが不明瞭であるため、義務規定にするべきではないか。

解散後に清算手続きがされていない法人の管理について

- ・設立認証を取消した法人や自主解散した法人で、清算手続きがされないまま、長期間が経過しているような法人が存在しているが、清算法人の監督は裁判所に属するため、所轄庁では対応不能。
- ・清算法人の滞留防止を図るため、登記抹消等の手続きや、財産調査が実施できるような規定を設けるべきではないか。

所轄庁から寄せられた課題

住所等の個人を特定できる情報の閲覧について

- ・役員、社員の住所など、個人を特定できる情報が閲覧の対象となっており、身体の危険を含む不利益を被る可能性が生じている。また、こうした情報をどこまで法第72条に基づくインターネット等を通じた情報提供の対象とするか不明確。

代表権が制限されている理事等に対する対応について

- ・代表権が制限されている理事等に対して、聴聞や過料通知等をすべきかどうか、現行法の規定から読み取るとは困難。
- ・代表権の制限があっても、責任の制限を受けないものではないため、全役員に対して通知すべき。

法改正による定款の変更について

- ・法律改正によって認証を要する定款変更が求められる場合があるが、法人側ではなく、国の都合で法人に負担にかかっており、こうした場合に届け出とするか、せめて添付書類の省略は認められないか。

法人の名称の使用制限について

- ・法人名称の使用制限については、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字の使用制限のみであり、類似商号のような使用制限はないため、名称の不正使用が可能となっている。
- ・認定法人の商号の使用制限のように、認証法人においても同様の規定を設けるべきではないか。

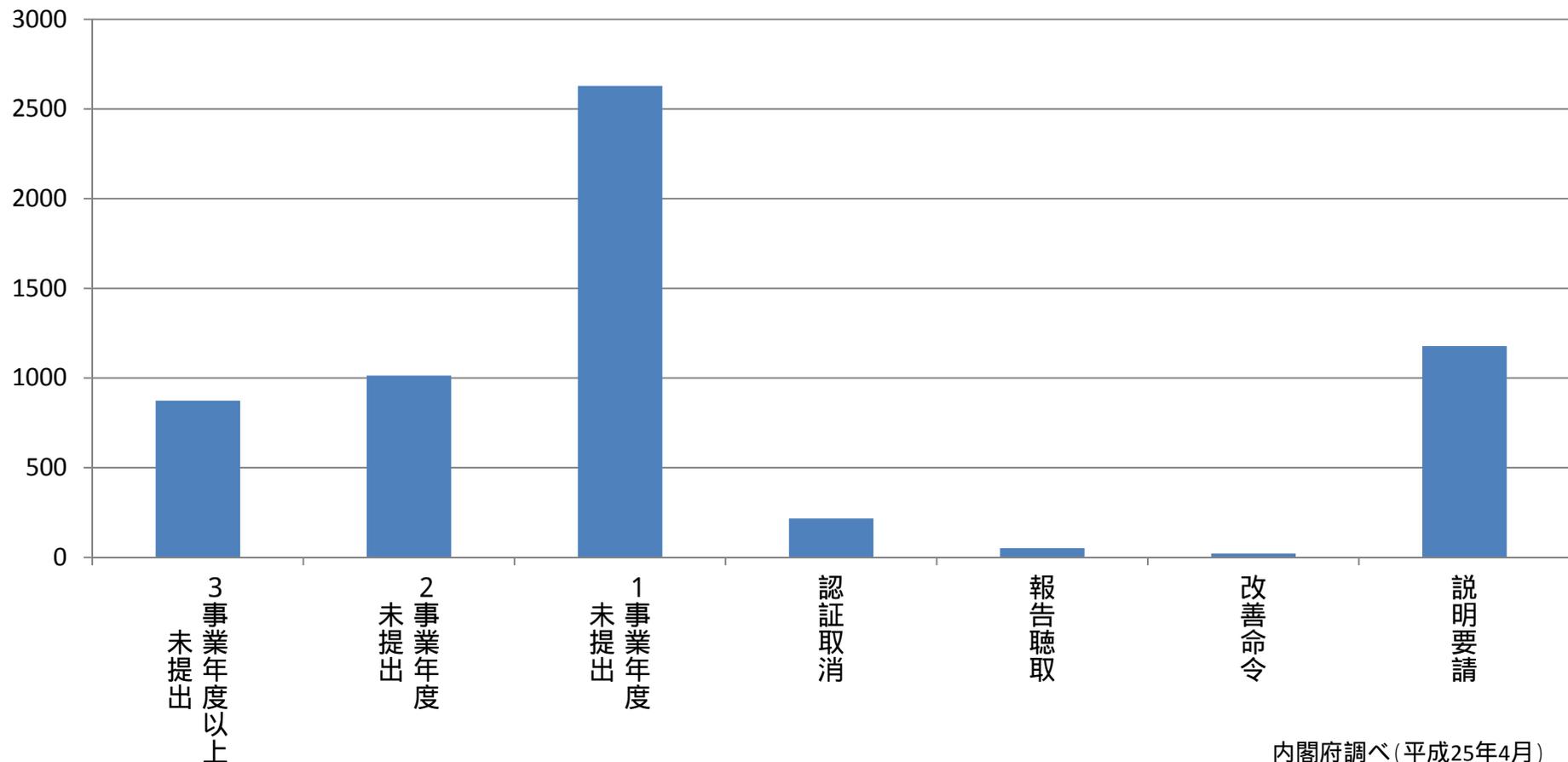
特定非営利活動法人の事業報告書提出等の状況(中間報告)

約47000法人のうち、2600法人以上が事業報告書未提出、1000以上が事業報告書2年間未提出、また、800以上が3年未提出であり、認証取消の対象となり得る。

苦情を受けているものの、対応できない法人が多く存在。認証取消は、217件行われている。

67所轄庁中62所轄庁から回収済

NPO法人の事業報告書提出状況と所轄庁による監督の状況について



内閣府調べ(平成25年4月)

休眠法人の整理等に係る課題

内閣府において定期的に所轄庁と意見交換を行っている中で、現場で通知を送付しても返送されてしまうなど連絡がつかない法人などの対応に苦慮しているとの声がある。こうした法人は所轄庁の事務を増大させるだけでなく、市民にとって特定非営利活動法人の印象悪化につながりかねない。

(1) 連絡がつかない法人の整理

- 代表者が死亡又は行方不明となった法人に対し、他の理事と連絡を取ったところ、名義貸しであり、法人の運営には全く関与していない等の反論ケースも実在。
- 代表者、役員や社員との連絡が困難であり、役員選任や解散に係る総会の開催ができない。
- 聴聞等を行う場合、公示送達となるが、裁判所等の手続きが必要であり煩雑。

(2) 事業報告書で活動なしと報告してくる法人への対処

- 3年以上活動実態がない法人について、電話で自主解散を促している。
- 3年に一度の事業報告書提出により、認証取消しを免れている法人がある。(設立認証の取消し(法第43条第1項))

(3) 休眠法人が反社会的勢力等に悪用される可能性

- 法人登記が抹消されない限り、悪意のある第三者が休眠法人を買取、悪用している可能性について指摘。

(4) 不良法人に報告徴収、立入検査を実施するために求められる「相当な理由」の明確化

- 明確な法令違反を犯していないものの、情報提供、苦情等による法人への対応に苦慮。
- 監事等から不正経理について内部告発される法人の存在。
- 活動実態が認められない法人、認証取消しを免れるような手段をとる法人に対し、明確な処罰規定についても検討の余地あり。

特定非営利活動法人の認証取消し事案

定款外事業等による認証取消し

【事案概要】

市民から情報提供された「霊芝栽培事業の統括による疑義」及び主たる事業所の所在地変更による報告について、特定非営利活動法人に対し説明を求めたが、報告書及び弁明書の提出がなく、また、法人の主たる事務所は存在しなかった。

【所轄庁(内閣府)の対応】

特定非営利活動促進法に基づき、当該団体の認証取消しを実施。(平成17年3月23日付け)

入出国管理及び難民認定法違反容疑の逮捕による認証取消し

【事案概要】

在日外国人及び招聘外国人を対象とし、情報提供、助言・援助等を行う事業目的であったが、不適切な手法により外国人に仕事を斡旋したとされ、入出国管理及び難民認定法違反容疑の逮捕された。(平成18年9月～10月)

【所轄庁(内閣府)の対応】

特定非営利活動促進法に基づき、当該団体の認証取消しを実施。(平成18年12月4日付け)

助成金に対する詐欺行為の逮捕による認証取消し

【事案概要】

法人理事長と元山口組系組長らが共謀し、独立行政法人(厚生労働省所管)から助成金をだまし取ったとされ、詐欺行為により理事長、元暴力団組長ら計7名、警視庁に逮捕された。(平成24年10月10日)。

【所轄庁(東京都)の対応】

暴力団等の統制下にある団体であること等から、特定非営利活動促進法に基づき設立認証の取消しを実施。(平成24年12月26日付け)

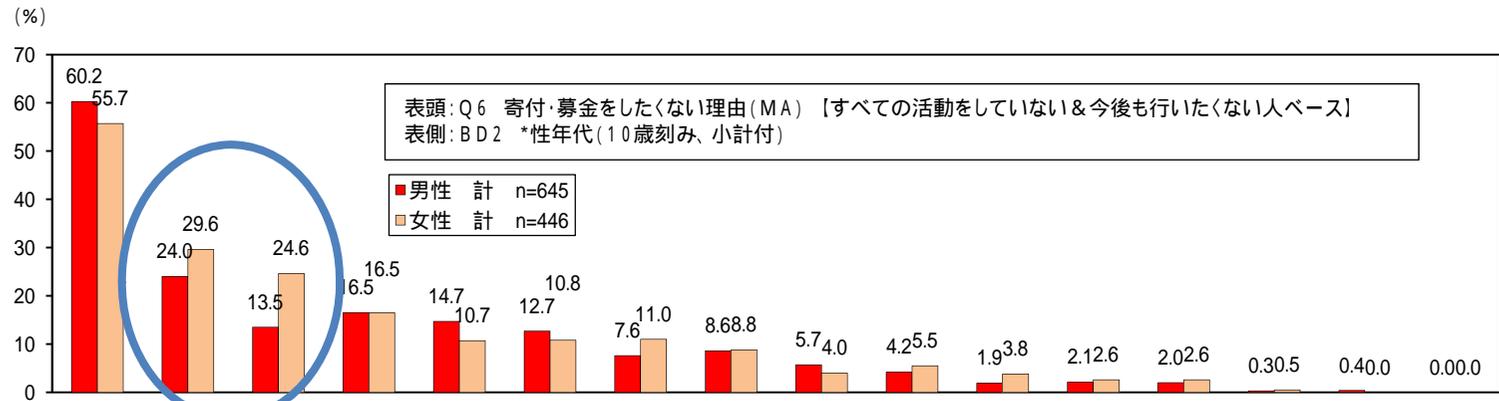
3事業年度、事業報告書未提出による認証取消し

【所轄庁(内閣府)の対応】

3事業年度の間特定非営利活動に係る事業報告書が未提出な法人に対する聴聞等を実施し、十分な報告等には至らなかった21法人に対し、特定非営利活動促進法に基づき、認証取消しを実施。

休眠法人の整理等に係る課題

寄附や募金をしたくない理由のうち約1/4が詐欺が不安だからという回答



BD2 *性年代(10歳刻み、小計付)	n	理由															
		14	10	2	1	5	3	6	4	15	8	7	13	11	12	9	16
0 TOTAL	1,092	58.4	26.3	18.0	16.5	13.1	11.9	9.0	8.7	5.0	4.7	2.7	2.3	2.2	0.4	0.2	0.0
1 男性 計	645	60.2	24.0	13.5	16.5	14.7	12.7	7.6	8.6	5.7	4.2	1.9	2.1	2.0	0.3	0.4	0.0
2 15 19	43	68.4	21.1	12.3	22.8	15.8	10.5	8.8	10.5	3.5	1.7	3.5	5.2	1.7	0.0	1.7	0.0
3 20 29	121	65.2	16.4	9.7	16.6	21.0	6.2	4.3	6.0	1.7	4.4	1.5	3.0	1.7	0.7	0.5	0.0
4 30 39	138	52.9	21.3	14.3	21.3	15.6	12.7	10.2	8.6	3.2	2.0	2.0	1.6	1.2	0.0	0.0	0.0
5 40 49	129	61.7	30.6	14.6	17.5	13.9	14.4	7.6	6.3	5.1	3.4	2.3	0.8	2.5	0.0	0.8	0.0
6 50 59	118	59.7	22.0	14.9	17.1	16.2	14.0	6.2	9.2	5.1	6.3	1.2	2.6	3.1	0.7	0.0	0.0
7 60 69	96	59.5	32.2	14.3	4.8	4.4	17.8	9.2	13.5	16.7	6.4	1.6	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0
8 女性 計	446	55.7	29.6	24.6	16.5	10.7	10.8	11.0	8.8	4.0	5.5	3.8	2.6	2.6	0.5	0.0	0.0
9 15 19	28	34.0	45.2	29.7	21.4	18.6	3.7	7.4	11.2	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10 20 29	80	58.7	31.3	26.9	32.1	10.7	11.8	10.7	9.4	3.8	0.0	4.2	8.8	1.4	1.4	0.0	0.0
11 30 39	105	58.4	28.4	20.8	15.2	14.4	6.1	4.6	5.0	5.6	4.6	1.2	1.5	3.0	1.2	0.0	0.0
12 40 49	93	62.1	27.6	20.8	16.9	10.4	11.1	12.5	8.6	2.6	8.5	3.8	3.3	2.6	0.0	0.0	0.0
13 50 59	68	63.6	26.7	24.1	8.5	10.0	11.1	14.2	17.0	6.0	4.9	7.4	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0
14 60 69	72	41.1	28.9	31.1	6.4	3.2	18.7	17.1	5.3	3.2	10.2	5.3	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0